



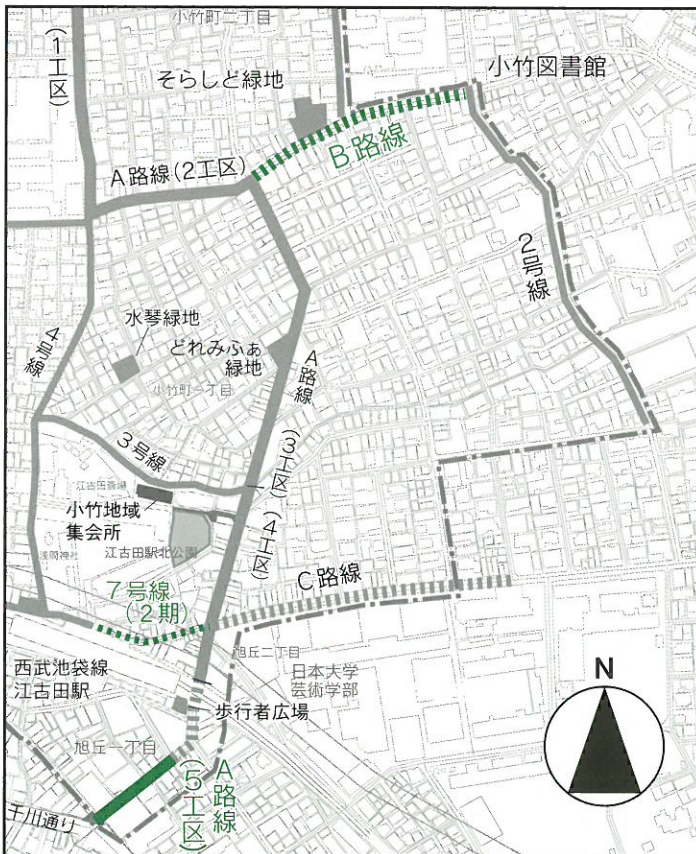
1 道路の整備

生活幹線道路A路線5工区一部区間の道路整備が完了しました！

密集事業では、今年度、A路線5工区の一部区間で道路整備工事が完了しました。幅員は9mで、6m幅の車道の両側に1.5m幅の歩道を整備しました。

今後も、平成30年度の事業終了に向けて、そらしど緑地南側のB路線、駅北側の7号線、日本大学芸術学部北側のC路線の道路整備工事を進めていきます。

工事の際は駅周辺の通行等にご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



位置図▲

- 平成28年度の整備完了箇所
- 平成29年度の整備予定箇所



整備の完了したA路線5工区▲



来年度整備を予定するB路線▲

2 安全・安心の豆知識

住まいの建替えで耐震性とあわせて耐火性能が向上すると 地区としての延焼の危険性の低下につながります！

住まいの建替えを考える際、建物の地震や火災への強さに関心を持つ方は多いと思います。

地震への強さは、新耐震基準の建物となることで、震度6強程度の地震でも倒壊しない住まいとなります。

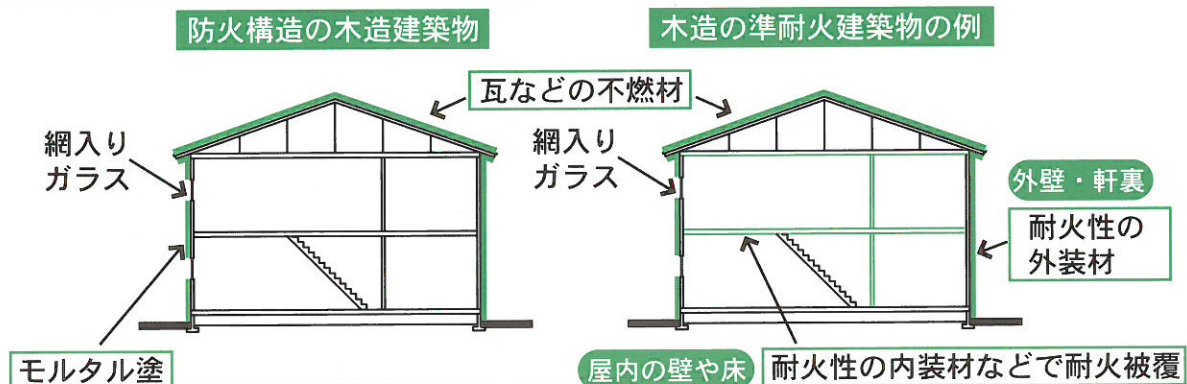
住まいの耐火性能は、防火構造→準耐火建築物→耐火建築物の順に高くなり、駅周辺の防火地域では準耐火建築物以上への建替えが義務付けられています。それ以外の準防火地域では木造2階建てならば防火構造も選べますが、近年は準耐火建築物を選ぶ方も増えています。準耐火建築物が増えることは地区としての延焼の危険性低下にもつながります。

建替えをご検討の際はこれらもご参考ください。

新耐震基準の目標

- 中規模の地震(震度5強程度)に対してはほとんど損傷を生じない
- 極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強程度)に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じない

防火構造と準耐火建築物の違い



「防火構造」は、家の外からの火を30分以上防ぐ性能です。

「準耐火建築物」は、家の内外からの火を45分以上防ぐ性能です。

まちあい室 ～編集後記～

「江古田駅南口まちづくりルール（地区計画の検討部会案）」について、意向アンケートを行い、240名以上の方にご協力いただきました。ご協力ありがとうございます。昨年末から、ルール案が直接関係する権利者の方などに個別説明を行っておりますので、引き続きご協力の程よろしくお願いたします。

練馬区都市整備部東部地域まちづくり課

03-5984-4749（直通）担当 根木、本橋



この広報紙は再生紙で作られています。